

北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金



北上市では、人口減少が進む地域の地域拠点及び準拠点の形成、人口流出の抑制と定住促進を図るため、人口減少地域内に自らが居住するための新築住宅を取得する方に最大200万円の補助金を交付します。

1 概要

□ 補助の対象者

補助の対象者は次のいずれにも該当する方です。

- 1 **人口減少地域に、独立した新築一戸建て住宅を自ら居住するために取得する者**
(人口減少地域：立花、更木、黒岩、口内、稲瀬、和賀、岩崎)
- 2 世帯全員が市税を滞納していない者
- 3 この制度による補助金交付を受けていない者

□ 補助の対象住宅

補助の対象住宅は、次のいずれにも該当する住宅です。

- 1 下記の基準日以降に建築確認申請が受理されたもの
人口減少地域：令和4年4月1日
上記のうち地域拠点又は準拠点内：令和2年5月1日
- 2 居住部分の延べ床面積が75㎡以上で、独立した新築一戸建て住宅（併用住宅を含む。）であること。
- 3 この制度による補助金交付を受けていない住宅

□ 交付される補助金

次の補助金、加算金の合計額を支給：**最大200万円**

【新築住宅補助金】

補助対象者が補助対象住宅を取得する場合
人口減少地域：**50万円** 地域拠点内：**100万円**

【空き家解体加算金】

次の要件にあてはまる場合
人口減少地域：**35万円** 地域拠点内：**70万円**を加算

- 1 補助対象者が、対象住宅と同地区に存する「空き家」の棟全体を対象住宅の基準日以降に解体すること。
- 2 上記1の「空き家」は、北上市空き家等対策計画に定める空き家等リストに掲載されているか、1年以上居住実績がないものであること。

【子育て世帯加算金】

次の要件にあてはまる場合
人口減少地域：**15万円** 地域拠点内：**30万円**を加算

- 補助金の申請者世帯が「建築確認申請書の受理日」又は「補助の対象住宅に居住する日」において、義務教育終了前の子どもの保護者が属する世帯であること。

□ 申請受付期間

予算に達するまで

- ※補助の利用は、申請者・住宅につき1回限りです。
- ※ここでいう住宅は台所、風呂、便所などが備わっている独立した住宅で、離れ等は含まれません。

2 申請の手続き

補助金申請書の提出

- 補助金交付申請書
- 確認済証の写し（申請受付期間に受付したもの）及び添付図面（付近見取図、配置図、平面図）
- 住民票及び市税滞納無証明（居住予定者分）

【空き家解体加算金の場合は以下の書類を追加】

- 建設リサイクル法の届出書の写し（申請受付期間に受付したもの）又は解体時期が分かる書類
- 市の空き家等リスト掲載物件であること又は1年以上空き家であることが分かる書類
- 空き家等リストに掲載がない場合、空き家が住宅である事が分かる書類（登記簿、課税明細書等）

書類審査

交付決定通知書の送付

書類審査後、交付決定通知書を送付します。

変更（中止）承認申請書の提出

申請内容の変更又は中止の場合等

補助金交付請求書の提出（申請年度中に提出）

- 補助金交付請求書
- 登記簿の写し
- 住民票（居住者全員）
- 検査済証の写し

補助金の交付

書類審査後、適正と認められた場合に指定口座に補助金を振り込みます。

【申請窓口、問い合わせ先】

北上市役所江釣子庁舎2階 都市整備部都市計画課
〒024-8502
北上市上江釣子17地割201-2
電話番号：0197-72-8277

